

氏 名 川中 利明

登録番号 第 34830014 号

事務所名称 川中社会保険労務士事務所

事務所所在地 広島県東広島市西条町寺家 5281-80

所属社会保険労務士会 広島県社会保険労務士会

処分内容 9ヶ月の社会保険労務士の業務の停止
(令和8年2月 11 日から9ヶ月)

処分理由 有限会社Aに係る特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の申請に当たり、有限会社Aが令和6年2月5日に雇い入れた労働者Bと約1ヶ月間の有期労働契約(契約更新有り、契約更新の基準は有期契約従業員の能力、業務成績、勤務態度等)を締結していた事実を把握していたにもかかわらず、雇用期間の定めなしとして同氏を雇い入れたものとして申請書を作成し、広島西条公共職業安定所長を経由して広島労働局長に提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項に定める「故意に、真正の事実 に反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。